

# 自転車指導啓発重点路線（竹原警察署）

令和8年1月

この路線でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道や交差点で徐行や一時停止をしない
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 並進走行
- 右側通行



★自転車運転する人は次の点に気を付けましょう！★

**1 歩道は、歩行者優先！**

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は必ず一時停止をしましょう。

**2 ながら運転は危険！**

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！

**3 並進走行は危険！**

通行の幅を取り、また、自転車同士の接触などの危険性があるのでやめましょう。

**4 右側通行は危険！**

右側通行は、ルールを守って走行する他の車両の迷惑となり、交差点やカーブでは交通事故を起こす危険も高くなるので、通行する時は左側を厳守しましょう。

自転車関連事故発生状況（R2～R7合計）

区分	竹原警察署管内	
		重点路線
自転車関連事故件数	23	2



警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

**【重点路線】 県道竹原港線**

➤ **選定理由**

- ・ 通勤・通学する自転車利用者が多い。
- ・ 道路幅の狭い歩道や、交差点が多く、自転車事故の発生が懸念される。

重点路線

